

鳥聴協第 23114 号  
2024 年 1 月 4 日

日本放送協会会長 稲葉 延雄 様  
日本放送協会鳥取放送局長 鳥谷部 寛巳 様

〒683-0845 鳥取県米子市旗ヶ崎六丁目 19-48  
Tel 0859-30-3720 ・ Fax 0859-30-3131  
公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会  
理事長 下 垣 彰 則  
( 公 印 省 略 )

## きこえない・きこえにくい人に対する支援についてのご要望

日頃より、私たちきこえない・きこえにくい人（以下：きこえない人という）への情報保障に格段のご配慮を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、このたび 2024 年 1 月 1 日 16 時 10 分頃に発生した石川県能登地方を震源とする地震により「令和 6 年能登半島地震」のニュースへの放送切り替えが行われ、本来であれば 18 : 55 から NHK E テレで予定されていた「手話ニュース」が放送されませんでした。

私たちきこえない人にとっては、貴協会より放送されている「手話ニュース」とは、正確で信頼できる情報を手話言語から得られる貴重な情報源であり、日々の生活の中で欠かすことのできないライフラインの役割を果たしている観点から、このたびの貴協会のご判断は、手話言語により生活をしているきこえない人を軽視することに繋がり、到底納得のできるものではありません。

地震発生からまもなく 3 日が経過しようとしている現時点においても、多くのきこえない方の安否確認がとれておらず、地震発生直後に正確な情報が得られず初期対応が遅れ、命を失う危険に直面している可能性があります。

手話言語を第一言語とするきこえない人にとっては、手話言語は命と等しいです。

災害時には被災地における住民、そして被災地を見守る国民にとって、公共放送による迅速にして正確な情報を手話言語と字幕で提供して頂きたいと思えます。

貴協会が公共放送としての使命を果たされるよう下記の通り強く要望いたします。

### 記

1. 緊急災害時における番組放送の際には、必ず「手話ニュース」での情報発信を要望します。合わせて、手話ニュースや緊急警報放送の際には手話通訳の挿入を要望します。

放送法第 7 条（日本放送協会定款第 3 条）によれば「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、且つ、良い放送番組による国内放送を行い……」とされています。

手話言語による情報を全く放送していない現状は人命軽視であると認識いただき、「公共の福祉のために、あまねく」と貴協会が謳われているように公共放送だということを強く再認識していただき、「公共」からきこえない人を排除することのないよう速やかに対応していただきますようお願いいたします。

以 上